

2024 人事院勧告の概要について

埼教組からの注目点・論点

■ 昨年の三八六九円(〇.九六%)を大きく上回るべしアップ
 ストライキを背景に、国民春闘の粘り強い取り組みや一〇万七〇〇〇筆(全教分二万九〇四〇筆)を超える「公務労働者の大幅賃上げ等を求める署名」のとりくみなどの成果と言える。

■ 定期昇給分を加えても春闘賃上げ率に及ばない
 モデル試算による定期昇給分を加えた給与改善は、月収で約四、四%増。春闘の賃上げ率五、三三%(厚労省調査)、7月24日に示された最低賃金引き上げ目安額50円(五、〇%)には及ばない。

■ 生計費原則に則った賃上

げ 若年層へ傾斜した配分のため、高齢層の賃上げは生活改善につながる十分な引き上げにはなっていない。

■ 給与制度のアップデート
 ・10年に一度の大幅な給与制度の変更だが、人事院は不誠実な対応に終始。労働基本権制約の代償機関としての役割を放棄するものだ。
 ・高卒初任給の最低賃金割れ解消に向かうなど、一定の前進があった。
 ・成績優秀者の勤勉手当の成績率の上限引き上げなど、能力・実績主義が強化されている点は看過できない。

・地域手当「大きくくり化」は地域間格差が解消されないどころか手当引き下げ地域が多数生じ、容認できない。
 ・賃金・労働条件抑制の狙いがにじみ看過できない。

■ これからのとりくみ
 ・深刻な長時間過密労働と教職員不足の解消と待遇改善
 ・実質賃金引き上げにつながる勧告。
 ・地域手当「大きくくり化」に対する対応。
 ・再任用職員や会計年度任用職員をふくむ臨時・非常勤教職員の待遇改善。
 ・ハラスメントの根絶。

【給与勧告】

○ 昨年を大きく上回るベースアップだが、春闘賃上げ率や最賃引き上げ目安に及ばず

- ・ 民間給与が国家公務員給与を1万1183円(2.76%)上回る。
- ・ 初任給は一般職について高卒2万1400円、大卒2万3800円引き上げる。
- ・ 人材確保の観点等を踏まえ若年層(概ね30歳代後半まで)に重点を置きながら、再任用職員をふくむすべての号俸にわたる俸給表の改定。
- ・ 一時金については、民間の支給割合が4.60月分であるとして、現在の4.50月分を0.10月分引き上げ。引き上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分。

【給与制度のアップデート】

○ 能力実績主義強化で職場を分断、地域手当の「大きくくり化」で多くが引き下げに

- ・ 能力・実績主義の強化を給与制度整備の中心に置いた改定。
- ・ 地域手当「大きくくり化」は、官僚を意識した中央の地域手当率固定化を前提。その結果、多くの地域では引き下げ。結果として大都市圏と地方との地域間格差は広がる。
 埼玉県4% さいたま市12%
- ・ 公務における人材確保が危機的となっている要因として、官民給与の比較を行う際の企業規模があげられ、企業規模について検討を進めていくことが盛り込まれた。
- ・ 再任用職員生活関連手当支給の拡大
- ・ 扶養手当は、配偶者に係る手当を廃止。子に係る手当額を3,000円引き上げ、13,000円とする。

- 1. 春闘期
 春闘は、民間の職場では労働組合が経営者と交渉をして賃金・労働条件の改善をめざします。
- 2. 人事院勧告
 人事院(国)は、春闘などで決定した民間産業の賃金水準と国家公務員の賃金水準を比較調査した結果にもとづいて、国家公務員の賃金を政府と国会に勧告します。通常は8月上旬になります。
- 3. 閣議決定と国会の給与法改正
 人事院勧告をうけた政府

資料 賃金確定までの流れ

は、これを勧告通りに実施するかどうかを協議したのち、給与法改正案を国会に提出し、国会で決定されれば、国家公務員の賃金が確定します。しかし、人勧実施が見送られたり、勧告を大幅に値切った提案をしたりするなどの事態もおこっています。

- 4. 人事委員会勧告
 各都道府県および政令市の人事委員会は、閣議決定後国会での給与法改正と前後して、それぞれの民間産業の賃金水準と

ていました。それに対し、学校現場、全教・日教組といった教員組合、教育関係者などから、残業代不支給制度を温存し、長時間労働に拍車をかけるとの批判が上がっています。

中央教育審議会の特別部会は7月下旬、教員の「働き方改革」に関する答申案を取りまとめ、教職調整額を「10%以上」に引き上げるよう提言しました。

やはり今の政治には期待できません。定額働かせ放題の仕組みを替える政治を国民が選択することこそが必要なのです。

- 5. 各県および政令市における賃金確定闘争
 各県および政令市の人事委員会勧告が出たあと、それぞれの都道府県で交渉があり、妥結した内容が給与条例として議会に提案され、新しい賃金(給与条例)が最終的にきまります。通常12月議会です。
 以上が、賃金が決定されるまでのあらましです。

「教職調整額」13%案

残業代不支給継続案

文部科学省は8月下旬に、公立学校の教員に残業代を支給しない代わりに基本給の4%を上乗せ支給している「教職調整額」を13%に引き上げる案をまとめました。25年度予算概算要求に盛り込みます。

教職調整額は、教員給与特別措置法(給特法)で定められており、文科省は来年の通常国会に同法改正案を提出する方針。自治体の条例改正が必要で、改正案が通った場合も増額は26年度からとなる見通しです。学級担任や、校長、教頭ら管理職の手当も増やします。

地方公務員(埼玉県の場合は県の職員)の給与水準を調査したうえで、地方公務員に対する賃金を知事と議会に勧告します。通常は10月中旬です。